

○音更町乳幼児等の医療費の助成に関する条例

昭和47年3月28日

条例第9号

改正 昭和48年3月29日条例第7号

昭和51年3月31日条例第10号

昭和52年12月14日条例第29号

昭和53年3月31日条例第15号

昭和53年12月26日条例第38号

昭和56年6月27日条例第16号

平成6年12月13日条例第34号

平成10年6月25日条例第26号

平成12年3月27日条例第6号

平成12年12月22日条例第47号

平成12年12月22日条例第49号

平成13年5月1日条例第9号

平成14年9月24日条例第20号

平成14年12月24日条例第32号

平成16年6月21日条例第18号

平成16年6月21日条例第20号

平成18年8月1日条例第31号

平成20年3月21日条例第9号

平成21年3月19日条例第8号

平成23年3月25日条例第8号

平成24年3月21日条例第10号

平成24年6月22日条例第20号

平成26年3月25日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児等の保護者に対し、医療費の助成（以下「医療費助成」という。）をすることにより、疾病の早期診断及び早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において「乳幼児等」とは、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、乳幼児等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で現に乳幼児等を監護する者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「医療費」とは、乳幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額（その者又はその者を扶養する者が医療保険各法による被保険者（健康保険法（以下「法」という。）第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）又は組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該給付の額から当該給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が、当該医療に要する費用の額に満たないときのその満たない額をいう。

- 5 この条例において「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。
- 6 この条例において「食事療養標準負担額」とは、法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- 7 この条例において「附加給付」とは、医療保険各法の被保険者又は組合員の被扶養者の医療費のうち、当該各法の規定により附加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

（助成の対象）

第3条 この条例により医療費の助成の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法による被保険者又は被扶養者であつて、かつ、次の各号に掲げる要件の全てを満たしている乳幼児等とする。

- （1）音更町に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記載されていること。
 - （2）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。
 - （3）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けていないこと。
 - （4）音更町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年音更町条例第30号）による医療費の助成対象となっていないこと。
 - （5）乳幼児等の生計を主として維持する保護者の所得が、規則で定める額に満たないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、市町村民税世帯課税者（その属する世帯の世帯員のいずれかが療養のあった月の属する年度（療養のあった月が1月から7月までの場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課される者をいう。次条第3項において同じ。）である乳幼児等であつて、満12歳に達する日後最初の4月1日から満15歳に達する日以後最初の3月31日までの者にあつては、助成の対象としないものとする。

（助成の範囲、額等）

第4条 助成の範囲は、受給資格者に係る医療費とする。

- 2 医療費の助成は、受給資格者の保護者に対して行うものとし、その額は、医療費から食事療養標準負担額及び附加給付を控除した額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市町村民税世帯課税者である乳幼児等であつて、満6歳に達する日後最初の4月1日から満12歳に達する日以後最初の3月31日までの者に係る医療費の助成は、入院及び指定訪問看護に係る医療費に限るものとし、その額は、医療費から基本利用料、食事療養標準負担額、附加給付及び規則で定める一部負担金の額を控除した額とする。
- 4 町長は、第2条第5項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

（申請及び登録）

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があつた場合において、医療費の助成を受ける資格があると認めるときは、これを登録しなければならない。

（受給者証の交付）

第6条 町長は、前条第2項の登録をしたときは、申請者に対し、医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（受給者証の提示）

第7条 保護者は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

（助成の方法）

第8条 医療費助成は、町長がその助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、保護者に支払うことにより行うことができる。

(助成の申請)

第9条 医療費助成を受けようとする者は、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、乳幼児等が当該療養の給付を受けた日の属する月から3年以内に行わなければならない。

(助成制限)

第10条 乳幼児等の病気又は負傷が第三者の行為によつてなされ、かつ、その者によつて医療費の負担がなされた場合は、その負担の限度において医療費助成は行わない。

(届出の義務)

第11条 保護者は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その旨をすみやかに町長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 第3条(同条第2項の規定により医療費の助成の対象とならない者を除く。)の規定に該当しなくなつたとき。

(資格の喪失)

第12条 受給資格者が次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日から、この条例による受給資格を喪失するものとする。

(1) 第3条(同条第2項の規定により医療費の助成の対象とならない者を除く。)の規定に該当しなくなつたとき。

(2) 乳幼児等が死亡したとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 この条例により助成を受ける権利は、これを他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(医療費助成の返還)

第14条 町長は、偽りその他不正の手段により医療費助成を受給した者があるときは、その者に支給した医療費助成の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月29日条例第7号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年12月14日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年11月15日から適用する。

附 則(昭和53年3月31日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年12月26日条例第38号)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則(昭和56年6月27日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年12月13日条例第34号)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

2 平成8年9月30日までの間は、この条例による改正後の音更町乳幼児医療費の助成に関する条例第4条第2項中「標準負担額」とあるのは「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

附 則（平成10年6月25日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月27日条例第6号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第47号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第49号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成13年5月1日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（第5号を除く。）、第4条第1項の改正規定中「第3条に規定する乳幼児」を「受給資格者」に改める部分、第4条第2項の改正規定、第7条の改正規定、第8条第2項の改正規定、第11条の改正規定及び第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の音更町乳幼児医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、平成13年9月30日以前に出生した者の医療費の助成については、なお従前の例による。ただし、当該出生した者の満3歳に達する日の属する月の翌月から満4歳に達する日の属する月の末日までの間における入院及び指定訪問看護の医療費以外の医療費に係る助成については、新条例の規定を適用する。

附 則（平成14年9月24日条例第20号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成14年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（音更町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 第4条の規定による改正後の音更町乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、医療に関する給付を受ける日が施行日以後である受給資格者について適用し、医療に関する給付を受ける日が施行日前である受給資格者については、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月24日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の音更町乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成16年6月21日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の音更町乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成16年6月21日条例第20号）抄

（施行期日）

この条例は、平成16年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成18年8月1日条例第31号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条第5項の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の音更町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月19日条例第8号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の音更町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月21日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の音更町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年6月22日条例第20号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。